平成２６年（フ）第３５５号
金沢市泉が丘２丁目５番13号　グランドサンピア206号、従前の住所金沢市泉野町５丁目15番15号
債務者　米島　豊**隆**
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３６８号
金沢市泉２丁目15番29号　ルミノールⅡ301号、従前の住所金沢市増泉１丁目16番26号
債務者　出口　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９７号
石川県小松市丸の内町２丁目180番地　ドミールM102号室、住民票上の住所石川県小松市丸の内町１丁目124番地１、従前の住所石川県能美市大成町ム81番地17
債務者　髙輪　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４３号
石川県七尾市馬出町ハ部51番地36　信開セルーラ西藤橋102号、従前の住所石川県七尾市鵜浦町67部49番地
債務者　林　舜太朗
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１号
石川県鹿島郡中能登町金丸2156番地１　町営金丸住宅Ｅ－２
債務者　加門　　隆
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１９５号
三重県鈴鹿市算所２丁目７番８号　グランメール勝田506
債務者　池田知佐子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０１号
三重県津市高茶屋小森町43番地19　サニーハイツ101、前住所三重県伊賀市服部町２丁目54番地
債務者　玉井　昌幸
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地332号室、旧住所徳島県阿南市下大野町五反畑152番地
債務者　秦野由美子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３号
宮崎市佐土原町下田島20565番地28、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島13574番地１
債務者　大西亜衣子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目22番10号　山内ビル408号
債務者　白川　　豊
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6073番地１　坂之上ハイツ１号
債務者　森　　雄三
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目11番10号　ハイツふじ201号
債務者　川畑慎太郎
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
福島県田村市常葉町常葉字本坊72番地　本坊団地１－11号、前住所福島県田村郡三春町大字山田字明夫作28番地の２
債務者　増子　一寿
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
佐賀市川副町大字福富18番地４　渋谷アパート53号、前住所佐賀市東与賀町大字飯盛399番地３
債務者　古賀板金こと　古賀　靖幸
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
広島県福山市神村町5982番地５
債務者　中川　富夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係